

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予制度について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の納付を猶予することができます。
- 担保の提供は不要です。猶予期間中の延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金や生活資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

- ・ 固定資産税、個人市県民税、法人市民税等すべての税目が対象になります。

申請手続等

- ・ 徴収猶予制度の適用を受けるには申請が必要です。
- ・ 申請時に収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

その他

- ・ 徴収猶予が適用されている市税の本来の納期限は変更されません。納税証明書を請求された場合、猶予されている市税であっても納税証明書には未納と記載されます。
- ・ 徴収猶予が適用された場合は徴収猶予許可通知書が送付されます。徴収猶予が適用されていることを証する書類は徴収猶予許可通知書のみとなりますので、猶予期間中は必ず保管して下さい。

お問い合わせ先は裏面にあります。

お問い合わせ先

神戸市行財政局税務部収税課

お住まいの住所地等によって、お問い合わせ先が異なります。
それぞれ担当内の電話番号は、どの番号に連絡いただいても結構です。
※いずれも直通。8:45～17:30 ※土日祝除く

| 区分 | 担当 | 電話番号 |
|-----------------------|-------|--------------|
| 東灘区、灘区、中央区に お住まいの方 | 2グループ | 078-647-9491 |
| | | 078-647-9483 |
| | | 078-647-9479 |
| 兵庫区、北区、長田区に お住まいの方 | 1グループ | 078-647-9477 |
| | | 078-647-9492 |
| | | 078-647-9485 |
| 須磨区、垂水区、西区に お住まいの方 | 3グループ | 078-647-9482 |
| | | 078-647-9478 |
| | | 078-647-9486 |
| 神戸市外にお住まいの方 | 初動担当 | 078-647-9475 |
| 法人 | 法人担当 | 078-647-9489 |